

平成 25 年度 第 2 回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議録）

平成 25 年 8 月 21 日（水）午後 2 時～

新潟市役所本館 6 階 第 2 委員会室

（司 会）

定刻の 2 時となりましたので、ただ今から平成 25 年度第 2 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、新潟市役所福祉総務課の長谷川と申します。よろしくお願いたします。

本日はお暑い中、ご多忙の中、委員の皆様より集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。はじめに、事務局のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

（事務局）

本日は、お忙しい中また大変お暑い中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日の議題ですが、新規申請 2 団体に対する協議ということになりますので、よろしくお願いたします。

この新規申請を受けたあと、事務局のほうで直接法人をおうかがいして現地の確認とか、あと職員のかたからお話をうかがうなどしております。

また、協議会に先立ちまして、8 月 5 日の日には小委員会を開催して事前にご審議いただいているということになりますので、それらの結果を踏まえてご報告をさせていただきます、そのあと委員の皆様からご審議いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（司 会）

それでは、まず議事のほうに入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日使用いたします資料は机の上に配付されております次第、登録申請案①、登録申請案②、小委員会での意見等の概要、資料 1-1 と資料 1-2 になります。以上でございますが、ご確認してください。よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。なお、本日も会議録作成のため、録音のほうをさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、五十嵐委員、遁所委員から欠席のご連絡をいただいております。あと、山内委員も若干遅れているようですので、定刻になっておりますので委員会を始めさせていただきます。

現在 16 名の委員のうち 13 名の委員の皆様がご出席されておられますので、規則第 6 条第 2 項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、松本会長より議事進行のほうをお願いいたします。

(会 長)

ご苦労様です。それでは、議事のほうを進めさせていただきます。

本日は今、事務局からもお話がありました。福祉有償運送の新規登録が 2 件ございまして、その申請内容についてご協議いただくということです。

NPO 法人の「せいむ」さんと「にいまーる」さんということですが、最初に「せいむ」さんのほうから、まず事務局から説明していただいて、それから団体からも法人の取り組みとか申請した経緯について説明していただくということをお願いいたします。

それでは、事務局のほうから最初、NPO 法人せいむさんにつきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。最初に申請内容について説明させていただきます、そのあとに小委員会での意見等の概要について説明させていただきます。

最初に特定非営利活動法人せいむさんの申請内容について説明をさせていただきます。

<資料に基づき説明（申請書類の説明部分は省略）・・・・・・・・・・>

下のほうにあります資料 1-1 をご覧ください。こういった申請内容を受けまして、8 月 5 日に小委員会を開催しました。小委員会での指摘事項なのですが、まず新しい法人なので、「法人としての実績や評判は分からないが、どこかの法人から分かれて独立したのか、それともまったくの新規で立ち上げたのか」という質問が委員さんから出ました。あとで法人に確認したところ、新規で立ち上げた法人ということであって、どこかの法人から分かれて独立したということは特にないということです。

もう一つ質問がありまして、「福祉に関する実績や経験はあるのでしょうか」という質問、意見をいただきまして、それに対する答えですが、新しい法人なので、法人としては新しいということなのですが、障がい福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護や地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、生活サポートについては、平成 25 年 6 月に指定を受けて、現に移動支援と行動援護のサービスは提供しているということです。

今、スタッフはホームヘルパー 2 級、行動援護従業者養成研修修了者、移動支援従業者養成研修の知的・精神・全身性修了者、同行援護従業者養成研修修了者、実務者研修修了者の資格を持っているということで、老健での 4 年の勤務実績や、障がい者施設での経験があるということ聞いています。

今後、事業展開をするに当たり、実績や経験のある有資格者を雇用していく予定が5名ほどあるということです。

以上、申請内容と小委員会で出た意見等を説明しましたが、追って法人さんのほうから今現在取り組んでいる内容や福祉有償運送を申請した経緯等について説明していただきたいと思います。ちょっとマイクはありませんが、声を大きめでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(NPO法人せいむ)

NPO法人せいむの理事長、今井と申します。本日は、お忙しい中、お時間をいただき大変ありがとうございます。

どんな活動をしているのかというと、NPO法人せいむは、支援や介助が必要な障がい者及び障がい児やその家族、その他支援を必要とする人々に対して、障がい者地域生活支援、障がい福祉サービス、放課後等デイサービス、福祉有償運送に関する事業を行い、障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や個人の有する能力に応じた適切な支援を行い、もって福祉の増進を図ることを目的として障がい福祉に関する特定非営利活動を行うために平成25年3月21日に設立させていただきました。

障がい福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護や、地域生活支援事業の移動支援、生活サポートについては、平成25年6月1日付けで指定をいただきました。地域生活支援事業の日中一時支援については、平成25年6月10日に指定をいただきました。

具体的な活動については、主に移動支援、行動援護、居宅介護を中心として行い、外出介護だけでは夏場の猛暑や冬の寒さ、暴風雨など天候に左右されることも多くあり、公共の施設での休憩をすることが難しく、支援員、利用者の精神面や体力も心配なことから、休憩を取れる場所を確保、また家族のレスパイト、休息に当たりますけれども、それを目的として日中一時支援事業を行っていきたいと思っております。

今後は、利用者のニーズと向き合いながらグループホームなどサービスの幅を広げていきたいと思っております。ゼロからスタートして、今は重度の知的障がい児者の移動支援と行動援護のサービスを実際に提供しておりますが、移動手段は徒歩、バス、電車を主に使っております。

当法人が福祉有償運送を申請した経緯ではありますが、まずは全身性障がいをお持ちのかたでは車椅子で生活されているかたがたの移動手段が新潟市ではまだまだ少ないと思っております。新潟市の生活介護施設は、施設のバスが出ておりますが車椅子対応ではないため、車椅子生活のかたがたは乗れないことや、抱えて車椅子に移乗できるかたはバスには乗れるのですけれども、施設の社会参加の企画で外に出るときなど、車椅子のかたは乗れないので福祉タクシーなどを使ってくださいと断られたという話を実際に耳にすることがありました。

あと、特別支援学校では重度のかたになると気管切開して痰吸引をされるかたに関しては、看護師が同行しないとバスに乗れないとか、実際に当法人に送迎の依頼があったときにそう聞いておりますが、うちはまだ有償車がないのですべてお断りさせていただいております。

また、公共の乗り物も車椅子対応のバスではなかったり、その路線には走っていない一本道なのに乗り換えをしなくてはならない。身体と知的の重複障がいを持ったかたは精神面がとてもデリケートで環境の変化についていけないと、親御さんがまず頭から無理だと判断してしまったりと、問題が多いことがあります。

可能なかたに関しては今現在、公共交通機関を使って支援をさせていただいておりますが、行動援護の指定を受けている児童を支援しているときは常に支援員は緊迫した見守りをして支援を行わなければいけません。突然、電車の中で全力で走ったり、駅員呼び出しボタンを押したり、線路に降りようとしたり、物を投げ込もうとしたり、数え切れない咄嗟の行動が多いので、いつも制止できる状態を保ちながら支援を行っています。やはり、それでも止められないことは少なくありません。健常者にとっての普通はそのかたたちにとってみれば普通ではないかもしれません。きちんと静かに座るという「普通」がとても難しいことでもあります。

それらを学んでいくのはとても時間がかかることです。前触れもなく突然失禁や嘔吐をされるかたもいらっしゃいます。その状態では、公共交通機関を使うのは事業所や親御さんもためらってしまいます。うまくコミュニケーションがとれず、車内で突然パニック状態となり、大声で叫んだりして周りのお客さんを驚かせて振り向かれることもあります。

今現在、公共交通機関を使うことが難しいかたたちに自家用車での福祉有償運送を行えば利用者とその家族、支援員に対して安心で安全な移動手段を提供できると思い、申請に至りました。

対象とする障がいの者の公共交通機関の利用困難についてなのですけれども、もう少し具体的な例をあげますと、バスの中では常に後部の同じ席に座りたいこだわりなどがあるかたがいらっしゃいます。その日は他のお客さんが座っていたので、そこに座れないので他の席に座ったのですが、やはり落ち着きがなく突然耳が痛くなるほどの大声をあげてパニックになってしまい、前のお客さんもとても驚いていらっしゃいました。

他にはバスに乗る寸前で失禁をしてしまい、そのバスに乗れないと次のバスが1時間待つことになりまして、支援終了時間も迫っておいりましたので、そのときはタクシーを使ってお家まで帰りました。あとはバス乗車時に失禁をしてしまい、新潟交通さんに謝罪をしたときもあります。また、待つことが難しいので列を外れてしまい、結果一番後ろの最後の席になってしまったりとか、こだわりが強いときはバスが来るのに、なかなか他のものに執着してしまったり時間なのですけれども、なかなか動いてくれず、乗り遅れそうになることもありますので、時間どおりに乗るというのも少し難しいときもあります。

その他、車椅子のかたが通学するのにノンステップバスを走らせて欲しいとお願いしたが断られたというかたもいらっしゃいますし、行きたい施設、プールとかにバスなどが走っていないため行くことを断念するときもあります。

公共交通機関を対象とする利用者は既存の公共交通機関ではコミュニケーション面や重複障がい面で利用が困難であったり、外出をためらったりいたします。

対価については、キロ 30 円です。移動支援等指定を受けていますので、今後はその障がい福祉サービスと福祉有償運送を組み合わせるサービスを提供していきたいと思えます。

その他、福祉車両についてですが、福祉車両については現在 1 台保有してあります。車椅子対応車を保有しております。順次福祉車両及びセダン等を増車する予定であります。

複数乗車についてですが、複数乗車は想定しておりません。

指針を遵守することについて運転者の指導周知を徹底し、月に 2 回以上安全な運行を行うため、運転者同士で指針の勉強会などを実施したいと思っております。以上、よろしくお願いたします。

(会 長)

どうもありがとうございました。それでは、説明していただきましたので、ただ今のせいむさんにつきまして、何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。はい、どうぞ。

(島崎委員)

島崎です。よろしくお願いたします。今、法人のかたからの直接のお話をお聞きしてのことですが、現に移動支援、行動援護のサービスを提供していらっしゃるということですが、具体的にそれぞれ何人のくらいのかたが、どのような障がいの状況で利用されているのかということと、この利用会員名簿に登録されているかたは 3 人ですが、その 3 人のかたはその中に含まれているのかということをお聞かせ下さい。

それと、車が 1 台であるということと、職員のかたが現在 3 人でいらっしゃるということ、今のお話をお聞きすると、対応として移動支援、行動援護、さらに福祉有償運送ということで、どういう形で業務分担をしていくのか、工夫が必要な印象を受けました。今後、採用されていくということもお聞きしましたけれども、事業を進めていく上での経営と申しますか、そういうところも難しい部分も出てくるのが現実ではないかなと思えますよね。

お聞きしたいことは、現在行っているサービス提供の利用状況について、利用者の数や障がいの状況と、福祉有償運送を利用することへのニーズ、実際どのくらい、せいむさんのほうに上がってきているのかというあたりももう少し具体的にお聞かせいただければと思えます。以上です。

(NPO法人せいむ)

ただ今の質問についてのお答えなのですが、現在、うちの法人では利用者様お一人様だけになっております。その他に他のケースワーカーのかたからうちを紹介していただいて、電話をいただくことも、5名くらいいらっしゃいました。いたのですが、全部今はお断りさせていただいております。利用者のかたの今現在の利用状況ですが、そのかたは障がい福祉サービスと行動援護と地域生活支援の移動支援の併給をされているかたでして、今現在、そのかたの支援のみに当たっております、あとは福祉有償運送の登録完了次第、他の会員に対しても移動支援等を使って、福祉有償運送により通園や通学、あと余暇活動などを行っていきたくて思っております。

(会 長)

そうしますと、利用会員3名のかたがいらっしゃるわけですが、そのうちのお一人ということですね。

(NPO法人せいむ)

一人だけ今うちのほうで契約をさせていただいております。

(事務局)

あと、ニーズについてよろしいでしょうか。

(NPO法人せいむ)

ニーズについては、やはりケースワーカーのかたから電話がきて、有償運送がないということで結構お断りをさせていただいているかたが5名ほどいらっしゃるの、やっぱりニーズについてはあると思いますし、これからも増えていくと思っております。

(島崎委員)

そのケースワーカーからの紹介というのは、病院とかそういうところのケースワーカーという意味ですか。

(NPO法人せいむ)

相談支援事業所さんのほうから。

(島崎委員)

相談支援事業所のほうからの紹介ということですね。分かりました。ありがとうございます。

(佐藤委員)

よろしいですか。運転者のかたが3名おられるのですが、主に運転を、車が1台でするのでなさるかたというのはどなたになるのでしょうか。ケースバイケースだとは思いますが。

(NPO法人せいむ)

その場合については、全員という形で。今1台しかないの、これから順次増やしていく予定ではあるのですが、そのときに一応先に資格保有者と運転できるかたを先に準備して

おこななければいけないと思っております、主に運転するかはこの3人で順番にどうか、そのときに適した人を運転者にしたいと思っております。

(佐藤委員)

私らのタクシーのほうですと、例えば運行管理者がA様で代務者がB様で、B様がいなくてじゃあ運行管理者としてA様がやるといったときに、A様が運転すると、そういうケースとかになるとご指摘を受ける場面が私らの業者はあるものですから、ちょっとお聞きしてみました。

(NPO法人せいむ)

そういった場合には、やはりシフトとかそういう兼ね合いも含めて利用を断るということをしていかなければいけないなと思っております。

(佐藤委員)

当然、職員さんを増やしていくという考えですものね。

(NPO法人せいむ)

もちろん。

(佐藤委員)

分かりました。

(会 長)

お願いいたします。

(山寄委員)

山寄と申します。詳しい説明ありがとうございます。新しい法人ということで、事業所の形というのは、事業の内容というのは、作業所みたいな形で送迎というのではなくて、どちらかというと生活の、移動したりとか、ホームヘルパーみたいな、在宅介護みたいなことをされるのでしょうか。

(NPO法人せいむ)

今、うちの法人ではほぼ外出介護のほうを中心的に行っております。通学、通園で親御さんが体が悪くて行けないとか、そういった場合にうちのヘルパーと一緒に通学、通園、あと余暇活動、デパートとかそういうところの余暇活動に関しての外出介護を中心的に今行っております。

あとは、居宅介護のほうも併せて行っておりますので、そういう就労とかそういうことに関しては、これから幅を広く考えていきたいと思っておりますので、利用者様のニーズに合わせたことをどんどん積極的にやっていきたいと思っております。

(山寄委員)

すみません。デイサービスも一応項目には加えていますけど、事務所の中で余暇活動みたい

なことというのは今まで。

(NPO法人せいむ)

日中一日支援のほうで事業所内で見守りをさせていただいております。

(山寄委員)

そこでの送迎みたいなものも。

(NPO法人せいむ)

日中一日支援での送迎は有償運送のほうが必要ないということ。

(山寄委員)

では外出のときが主にということですか。

(NPO法人せいむ)

外出のときが主です。

(山寄委員)

ありがとうございます。

(会 長)

他にご質問ご意見ありますでしょうか。

それでは、小委員会においてもそうだったのですが、特に疑問は無かったので、申請の協議は整っていると判断したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここの協議会での協議というのは整ったということで、国のほうへ申請の準備をしていただくということになります。

それでは、2つ目になりますが、NPO法人にいまーるさんのほうにつきまして、同じように進めたいと思います。まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。特定非営利活動法人にいまーるさんについてです。登録申請案②をご覧ください。申請書類について、まず最初に説明させていただきます。

<資料に基づき説明（申請書類の説明部分は省略）・・・・・・・・・・>

資料1-2をご覧ください。こちらが8月5日に開催された小委員会での意見等の概要についてです。小委員会につきましては、特に意見としては特に指摘することはないという意見をいただいています。ただ、質問等ありましたので、それをちょっと記載させていただきましたが、小委員会の段階では様式9について社名やメーカー名だけでなく、車名を入れてほしいということを意見をいただきましたので、これはこの協議会において様式を差し替えさせていただきました。

対価に関することでの意見なのですが、対価は少し他の団体に比べて高めということなのですが、そこでいただいた意見の中で、「輸送することだけが目的ではなく、それ以外のニーズ



もあるのだと思う」ということで、それについて意見をいただきました。あと対価については「利用者を対象とした送迎であれば、だいたい近距離であると思う」ということで、その点につきましては、小委員会では概ね合意していただいています。

これらに対する法人からの回答ですが、「輸送することだけが目的ではなく、それ以外のニーズもあるのだと思う」という意見に対しては、法人からは「特に公共交通機関の利用に際しては、聴覚障がいを持つかたがたが突発的な事態、例えば遅れだとか変更だとか、そういった音声のアナウンス情報を含んでの突発的な事故への対応ができない、または不安を抱えているということで言葉でのコミュニケーションに不便さや困難さを抱えているかたも含めて、そういったニーズに対して手話のできる運転者による輸送で応えたい」という回答をいただいています。

また、対価について「近距離の利用者なのだと思う」と小委員会で意見をいただきましたが、それについては、最も遠い利用者、通所の利用者なのですが、その利用者でも自宅からの距離は片道で7、8キロ程度ということでした。

もう一つ意見がありまして、対価が比較的高い理由として、障がい福祉サービスの指定を受けていないということがありますが、「今後指定を受ける予定はあるのでしょうか」ということで、定款上も確かに障がい福祉サービス等位置付けられていますので、そのことについて法人に聞いたところ、現在地域活動支援センターⅢ型の事業を、小規模な作業所をやっているのですが、それを今後、障がい者総合支援法に基づく就労継続支援B型の事業に移行すると回答をいただいています。併せて、グループホームや移動支援事業についても検討していきますと返事をいただいています。

申請内容と小委員会について事務局から説明させていただきました。続きまして、法人から今現に取り組んでいる活動や福祉有償運送を申請した経緯等について説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(NPO法人にいまーる：笠原)

NPO法人にいまーるの理事長をしております笠原と申します。うちの理事の毛利のほうから説明させていただきますので、今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

(NPO法人にいまーる：毛利)

NPO法人にいまーるの毛利と申します。今日はお忙しい中、お時間を頂戴いただきましてありがとうございます。私から、当法人の活動の内容または福祉有償運送利用の申請に至った経緯を含めましてお話をさせていただきたいと思っております。

当法人は聴覚障がい及び言語障がいを抱えるかたに対して、特にコミュニケーションの相違等々を踏まえた上で、地域で安心をして暮らしていくための活動を行っております。福祉、社

会教育、まちづくりや子どもの健全育成などの推進を図り、障がい者福祉及び地域社会への貢献に寄与することを目的といたしまして、平成24年3月8日に設立をいたしました。

具体的に申し上げますと、手話教室を開催いたしまして手話の普及を行うとともに、成人になって聴力を失ってしまったかたへの支援も行っております。サロンや外部へのイベントも積極的に開催をし、社会への啓発運動、また地域社会の中で聴覚を持つかた、また持たないかたも共に暮らしやすい環境づくりを目指しております。

新潟市より補助金を受けまして、地域活動支援センターⅢ型の施設を開設、運営をしているところであります。当センターでは現在、平日13名の利用者から登録をいただきまして、運輸業者さんから配達作業の外注等を受けたり、外に出での清掃作業を行うなどして、利用者のかたの工賃収入の確保に努めております。そのような就労訓練に加えまして、聴覚障がい者をベースとして視覚障がい、また知的障がいを併せ持つかたがたの生活支援、生活相談を受けることも増えております。第三者とのコミュニケーションを特に介助する活動などを行っております。ボランティアのかたも地域から積極的に受け入れることによりまして、閉鎖的ではなく、開かれた地域の拠点づくりを念頭に入れて活動をいたしているところであります。

次に、我々がなぜ福祉有償運送の申請をしたのか、その理由を申し上げます。地域活動支援センターを開設しましてから、利用者さんが通所するために利用する公共交通機関、特に聴覚障がい者にとっては大変不自由な面があるということを実感したためであります。

例えば、利用者さんの例を申し上げますが、降りるバス停を一つ間違えてしまい、またコミュニケーションがとれないことを理由に誰にも聞けず、目的地に到着できないというケースがあります。また、出発の遅れや変更などの突発的なトラブルに際しては、電話が利用できないこと、口頭でのコミュニケーションができないこと、不安をすぐに解消することができない状況に置かれております。

新潟では現在、聴覚障がいを根拠に身体障がい者手帳を取得しておられるかたは約1万人とも推察されますが、特に高齢のかたにおいては、同様のまだ顕在化していないニーズもあると耳にしております。このような利用者さんの状況に実際に直面をいたしまして、通所や通院を支援することにより、外出の機会を捻出し、移動の安全も確保するため、福祉有償運送の登録申請を行うに至りました。将来的には当センターの利用者さんのみならず、特に新潟市域を中心とした同様のニーズを持たれるかたには会員の登録をいただいた上、ご利用も想定しているところであります。

聴覚障がいと申し上げますと、一般に他の身体障がいに比較して軽く見られがちという面も否めないのですが、社会にはまだまだ相当の誤解もあるものと強く認識しております。その理由の一つは一般に聴覚障がい、見た目には分かりにくいことが挙げられまして、大変さを実感してもらうことがなかなか難しい現状でございます。

聴覚障がいとは、単に音を感じずる耳や聴機能に障がいを生じているという単一的なものではなく、生まれたときから「音」そのものを知らないかた、補聴器を使用して一方の耳でしか音をとらえられないかた、高い音だけを認識できないかたなど、本当に個人によって千差万別であります。また、日本語に不慣れだったり、文章能力に難があるかたも非常に多く、音声での会話はできないということ、筆談でのコミュニケーションでも十分な意思の疎通ができないかたもたくさんいらっしゃいます。こうしたケースは特に先の東日本大震災の避難所生活の中でも問題が露呈したところであります。

このようなことから、例えばバスや電車や飛行機など公共交通機関等では音声でのアナウンス、構内放送での情報が得られず、誤った利用をしてしまったり、目的地に辿り着けなかったりといったことがあります。さらに、突発的な事故などの場面では、一人だけ情報を得られない、自分が尋ねたいことや知りたいことが相手にうまく伝わらないといったケースがあり、結果として、公共交通の利用をためらうケースが少なくありません。

聴覚障がいは、このように考えますと音声、口頭コミュニケーションでの情報を得られない情報障がいとも言換えることができる側面があります。

当センターの現在の利用者さんには聴覚障がいの他、肢体不自由、知的障がい、また人工透析を必要とされるかたなど内部障がいを持たれたかた、重複障がいかたも登録があります。知的障がいを持っているかたには、特にご家族のかたが付き添って公共交通を利用されたり、また人工透析を受けられているかたは隔日の病院までの移動に大変苦慮をされているところがあります。こういったかたも今後、手話のできる運転者によって安心して病院まで送り届けられるようになればと考えております。

対象とする利用者さんが、既存の公共交通を補完するものかという問いがあったのですが、今申し上げたコミュニケーション面を理由といたしまして、利用が困難であったり、そのことで外出の機会を大きく失っている面があります。

次に、対価についてですが、これは他の登録の団体に比べますと高めに設定されているかもしれませぬ。これは介護保険や障がい福祉サービス等の指定は受けていないという点がありまして、一連の移動サービスについて介護給付費等の請求ができないということがその理由にあります。

対価を設定するにあたっては、一度開始した事業を廃止してしまうという事態になると、利用者さんにも大変ご迷惑をかけることとなり、事業が持続可能な程度に設定することを想定し、今回に至りました。

福祉車両につきましては、現時点で所有はございませんが、現状の利用者さんが先ほど話もありましたが、特に身体面において必ずしも福祉車両を必要としない程度であるということが現状の理由であります。将来的なニーズまたは利用者さんの状況等に応じまして、福祉車両の

導入は法人の検討事項にあがっております。

複数乗車につきましてですが、特に当センターへの通所においては、輸送の目的、また輸送地が同じであるということを根拠といたしまして、複数乗車を想定しております。複数名で利用した際の対価の合計についてですが、これは1名で利用された場合の対価と同等、割り勘定と想定をしております。

福祉有償運送の実施にあたりましては、指針その他の規定をはじめまして、道路交通法等を遵守の上、運転者においては独自の勉強会を開くなどして安全かつ円滑な運行にあたることをここに誓います。

以上です。よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。では、ただ今の説明を受けまして、ご質問なり、ご意見ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(阿部委員)

阿部と申します。二、三ご質問をさせていただきたいと思います。利用会員の名簿の中に、10名とありますけど、このかたたちは1級から3級まで聴覚障がい者の級位でございますか。それが1点。

それから、運転者名簿の中に手話通訳1人しかいらっしゃらなくて、資格が無いかたが2人いらっしゃいます。運転者以外にお宅の施設で手話ができるかた、他の職員のかたで手話ができるかたがどのくらいいらっしゃるか。

それから、先ほど情報障がいとおっしゃいましたけど、私の身近でも結構高齢者による中途失聴ということで、だいぶ聴覚を失うことがいかに大変なことかというのをよく理解できますので、これからこういう施設はたぶん大事な施設になってくると思います。

そういった意味で、さっきご質問したような障がいの級が全部これが聴覚障がい者の級かどうか。身体障がい者の級はまた別にいろいろありますけれども、これに関して。

それから、これからますます必要になってくる上で、手話通訳の講習も行っていらっしゃるということですので、将来的にも手話通訳がもっと必要になってくると思いますし、運転手の中にも一人だけではちょっと心許ないなという気もしますので、その辺のことを含めてちょっとお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(NPO法人にいまーる：毛利)

1点目のお伺いに関しまして、利用会員10名を今、資料に掲載をさせていただいておりますが、等級に関してはうち8名のかたが聴覚障がいを根拠とする等級が、このイの欄にはありまして、うち2名のかたが肢体不自由、内部障がいを根拠に等級を掲載しているところであります。

2点目のお伺いですが、手話のできる運転会員は6名の運転会員を今、掲載をさせていただいているところですが、皆さん手話のコミュニケーション能力は十分に持って、利用者さんと会話ができるかたであります。資格の欄で手話を根拠として載せているのは1名なのですが、その他のかたにつきましては、民間の手話の技能試験、手話の試験を受講して等級を持っているところでもあります。

(阿部委員)

重複障がい者のかたが8人。この分類の所にイの欄に全員書いてありますね。これは全員が聴覚障がいの級ではないということですか。

(NPO法人にいまーる：毛利)

皆さん聴覚障がいを持っておられるかたが10人おりまして、重複をして持っておられるかたです。

(阿部委員)

重複していらっしゃるということですね。運転手が運転をしながら手話で話すわけにはいきませんので、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっと伺いたいと思います。

(NPO法人にいまーる：毛利)

これは、運転中は当然手話での会話というのは安全面でできませんので、これは乗車の前にコミュニケーションで、そのかたの不安を取り除き、またはどういったニーズを持っていらっしゃるのか、また何か疑問があればそれに答えるということですね。ですから、乗車する前、または乗車した後ということは、これは運転管理で確認しているところでもあります。

(阿部委員)

介助者は付かないわけですか、ヘルパーは。運転手の他には付かないわけですか。

(NPO法人にいまーる：毛利)

はい。想定はしておりません。

(会 長)

よろしいですか。他にいかがでしょうか。お願いいたします。

(佐藤委員)

佐藤と申します。法人さん所有のヴィッツに関してなのですが、これはここの運転者名簿の全員が乗ると記載されているのですが、毛利様におかれましては11月の20日の、それまでは運転はしないという格好でございますよね。

(NPO法人にいまーる：毛利)

そうです。

(佐藤委員)

はい。分かりました。

(会 長)

よろしいですか。お願いいたします。

(新保委員)

パニック状態というか、そういうのというのは結局、乗車の前でお話して、それでもまた運転中にもどうしてもそういうことは避けられないということも想定されると思うのですが、お一人というか、そういうときは運転者の隣に席に座るとか、あるいはまた後部席に座るとかという、そういうものはどんな考え方をされているのですか。

(NPO法人にいまーる：毛利)

基本的に1名の乗車につきましては、後部座席を想定しておりますが、複数名のときに助手席の利用も想定しております。

(新保委員)

普段は、後部席に分離というか、そういう形で乗られるわけなのですか。隣に乗っているとある程度、動静というのが分かるというか、運転者の精神状態というのはあると思うのですがね。結局、前に話をしても結局何かの情景が変わったりすると、またそういう事態が起きるといことが考えられると思うのだけれども、そういうときは。結局は停めるとかという対処というか、そういうことになるわけですね。

(NPO法人にいまーる：毛利)

そうです。

(新保委員)

分かりました。

(会 長)

他に。お願いいたします。

(広島委員)

広島です。地活のⅢ型をするということで、その送迎という目的だけで福祉有償を使うということになっているような感じがするのですけれども、今後も移動支援事業も検討しているということでも、是非移動支援事業を進めていただいて、地域の本当に、地活Ⅲ型だけ、この事業所だけの送迎ではなくて、新潟市内のかたたちの移動支援も頭に入れていただいた活動をしていただきたいなと思います。

(会 長)

お願いいたします。

(NPO法人にいまーる：笠原)

私のほうからちょっと補足させてもらいますけれども、今後のニーズ、今、広島委員からお話しいただいたように新潟県ですと、先ほどもありますが聴覚障がいの認定の手帳を持っておられるかた、これはあくまでも推定なのですが1万人ということですが、全体から見ますともう少し多いのですよね。1万6,000人くらい。この中で、さらに認定に至らない、聴力不足ですがなかなかコミュニケーションがとれない、目に見えないかたもたくさんおられます。

だんだんご存知のように高齢化になっていきまして、先ほど阿部委員からもご質問がありましたように中途の難聴とか失聴とかのかたが多くおられますし、そういった中でやっぱりコミュニケーション不足からどうしても外に出るのが億劫な状態というのが多々見受けられまして、そういったところで移動支援ができれば買い物とか、また余暇のお手伝いとか、先ほども言われていますけれども、生活の充実というところの応援ができればやっていきたいということがありますので、そういったことで今回定款とか福祉サービスとか、ちょっと理事の間で相談して進めたいということで今回申請に至りましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

(阿部委員)

すみません、余計なことかもしれませんが、歳をとってから手話を覚えるというのは、なかなか厳しいですね。私も講習を受けたのですが、なかなか日常使っていないと実際に使えません。

現在、メールがすごく普及していますね。だからむしろメールを使えるような、聴覚障がいを持ったかたがメールを使うようなことができると、もっとコミュニケーションがとりやすくなるのではないかなと常々思っております。以上です。

(NPO法人にいまーる)

ありがとうございます。

(会 長)

他にいかがでしょうか。

(山寄委員)

移動支援の話が出たのですが、移動支援を自分も使うのですが、事務局にお聞きしたいのですが、移動支援が使えるかたというのは結構限られていると思うのですが、自分の場合みたいに全身性、外出するのにどうしても介助が必要だとかという場合は認められるのですが、もう少し軽いかただと車椅子のかたでも移動支援が使えないという場合がよく聞かれるのですが、その他視覚障がいかたはもちろん使えるのですが、聴覚障がいかたというと歩行とかに困難でない場合の移動支援というのは使えることというのはあるのでしょうか。

(事務局)

移動支援につきましては、聴覚障がい単独での障がいでは使えません。ただし、先ほどもお

聞きしたのですが知的障がい重複しているかたについては、これは対象になります。事前に法人さんにも移動支援を申請するとなると精神障がいのかた、知的障がいのかた、全身性障がいのかたに限られますがということはお伝えはしてありまして、その上での今後検討ということでお返事をいただいている状態です。

ですから、聴覚障がいだけで移動支援というのは今の新潟市の地域生活支援事業の中では該当しないということになっています。

(山崎委員)

ありがとうございます。そういう面でいうと結構利用したくても利用できないという制限が出てきたりするので、反面大変かなと感じたりします。ありがとうございます。

(会 長)

私、まったく不案内なのですが、さっき毛利さんは手話通訳士となっていますね。他のかたも手話はできるのだというお話だったのですが、そういう手話ができるというのは何か資格ではないのでしょうか。

(NPO法人にいまーる：毛利)

資格はあります。

(会 長)

あるのですか。

(阿部委員)

手話通訳の資格はあります。手話ができるという、本当に個人的に手話でお話ができるのと、手話通訳士としても資格というのはまた別なのですが、その辺どうお考えになっていらっしゃいますか。

(NPO法人にいまーる：毛利)

資料に掲載をいたしました、この資格の欄については手話通訳士という資格が厚生労働省の認定の資格という位置付けがあるという根拠から掲載をしたものでありまして、他のかたについては利用者さんとのコミュニケーション、日常的なコミュニケーション、また相談などにも十分な技量は持っているのは認識しているのですが、第三者的なそれを根拠付けるものということで民間の手話検定の受講を進めておりまして、これに合格をして3級、2級というものを所持しているかたであります。

(会 長)

そうすると、ここに「その他」という欄にできることなら、そういうふうに書いていただいたほうがいいのかと思うたりもするのですが。

(NPO法人にいまーる：毛利)

それにつきましては、「その他」の欄にその旨を記載を改めてさせていただきたいと思います。



(会 長)

では、お願いいたします。

(事務局)

その件について事務局から補足なのですが、この2人のかたにつきましては今、別の資格も取得を目指しているとお聞きをしたのですが、その辺についてちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

(NPO法人にいまーる：毛利)

今のお話は、手話のことではないのですが、「その他」のところ为空欄になっている2名のかたについてですが、この2名については現在、社会福祉主事の運用資格、また社会福祉士を志して資格の取得を見込んでいるところであります。

(会 長)

分かりました。島崎さん。

(島崎委員)

島崎です。ご丁寧な説明ありがとうございました。利用会員が10名いらっしゃるのですけれども、現在はどのような形で通所していらっしゃるのですか。移動手段はどのような方法で移動していらっしゃるか。つまり、福祉有償運送の申請をするに至った状況についてお聞きいたしました、又聴覚障がいのかたの交通環境、移動環境というのはなかなか厳しいというお話をお聞きしたわけですが、現在、この福祉有償運送で利用される利用会員名簿に上がっている10名のかたは実際、どのような交通手段で通所していらっしゃるのか。

あと、これらのかたは当然利用者になるわけですが、他にどのような聴覚障がい者のかたでニーズがあるのかというのをお聞かせください。

(NPO法人にいまーる：毛利)

今、利用会員名簿に載せている10名のかたについては現状の通所の手段はバス、電車またはご家族のかたが車でいらっしゃるというケースです。その他のニーズにつきましては、センターを利用されたいという意思を持ったかたで、送迎があれば是非利用したいというかたが2名いらっしゃって、そのかたはバス、電車、これについてはもう何度も繰り返しになりますが使用をためらっているという状態で、なかなか外に出て来られないというかた、そういうニーズが多いものと私は思っています。

(島崎委員)

ありがとうございます。実際、利用会員になられる10名のかたはバス、電車、ご家族の送迎で通所していらっしゃるということで、バス、電車を利用していらっしゃるかたもなかなか不安なところですか、不便なところですか、そういうところをお感じになっていたり経験されたりしているということなのですから、福祉有償運送が通れば福祉有償運送のほうに変

えて、こちらを利用するということなわけですね。

(NPO法人にいまーる：毛利)

そういうことです。

(島崎委員)

そうですね。これはちょっと余計なことかもしれませんが、バス、電車を利用されていて、そういう困ったことですか、もう少しこうなればということはそれこそバスの事業所ですか、電車の事業所ですか、そういうところにはお伝えになられていますでしょうか。そういうことの啓発ということもおっしゃっていたので、やはり本当にインクルーシブということを目指せばやはり選択肢を多くしていくということがとても大事になるわけで、そういう、いまーるさんのような取り組みをされている、利用者の当事者の実態を分かっているかたが、やはり公共交通の事業者のところと本当のところの実態をお伝えするというのも、是非していただければと思います。そのようなことで、もしされていることがあったらお聞かせいただきたいと思いますし、この辺はやはり新潟市や関連のところと一緒にあってまた新潟市の交通環境の整備というところと一体的にやっていく必要があるのではないかなとお話をお聞きしていて、とても感じました。その辺のところがもしありましたら、お聞かせください。

(NPO法人にいまーる：毛利)

ありがとうございます。これにつきましては、今、委員がおっしゃられたように当法人としても大きな示唆をいただいたものと今受け止めました。私も通所をしていらっしゃる利用者さんが、バスの運転手のかたとのコミュニケーションができないとにっちもさっちもいかないということで、私も呼ばれて行って運転手さんと直に話をしたことはあるのですが、やはり今おっしゃられたような大きな視点をもって、特に当法人だけではなく、新潟市さん、または他の団体さん等々と連携をしながらバスや電車の事業所に働きかけていきたいと思っています。

(島崎委員)

ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご質問、ご意見もいただきましたですが、この協議会への申請ということについては問題はないと思いますので、協議は整ったということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここでの協議は整いましたので、国のほうへの申請の準備をしていただくようお願いいたします。どうもご苦勞様でした。

それでは、議事のほうで「その他」とございますが、事務局のほうからお願いいたします。

(事務局)

事務局から1点報告をさせていただきます。前回、6月5日に開催された協議会でいただいた意見の中で、福祉有償運送を申請していないかもしれない事業所が、福祉有償運送みたいなことをやっている。さらに、運転時間も算定しているかもしれないということを意見としていただきまして、その意見の趣旨としましては、社会資源を潰すとか、取り締まりとかそういったことではなくて、実際社会資源として有効に機能するために、知らないでやっていたらそれは白ナンバーなんだから福祉有償運送の団体として登録しましょうということを行政からしっかり呼び掛けてほしいという意見を前回いただきました。

それを受けまして、この7月25日に新潟市として福祉総務課と障がい福祉課連名で事業所に通知を出しました。通知を出した事業所につきましては、移動支援事業所が69事業所、居宅の指定を受けている居宅介護事業所96事業所の165件。これは市内の事業所165件に通知を出しました。それ以外に市外の事業所で移動支援の指定を受けている19の事業所についても郵送で通知を出しています。

通知の内容につきましては、道路運送法を遵守してくださいということが1点と、通院等介助における給付費については運転時間を算定しないで請求してくださいという内容で通知を出しました。以上、報告になります。

(佐藤委員)

何か反応はありましたか。

(事務局)

こちら、福祉総務課には1件も反応はありませんでした。

(会 長)

よろしいでしょうか。今の「その他」の報告につきましては。

(島崎委員)

障がい福祉課のほうにはあったのですか。

(事務局)

正式な数字は確認していないのですが、障がい福祉課のほうで通知に対しての問い合わせとか確認ということで2件くらい電話があったというのはお聞きしています。

(佐藤委員)

反応が無かったということは、反応が無いままで終わるのですか。通知をされていて、仮に対価をとって、分かっているけど返信しないということになると普通であれば一般的に考えれば悪質に故意にやっているという見方になると思うので、通知が問い合わせが無かった、はい終わりましたと、良くない方向に進むのだと思います。折角一生懸命やっていらっしゃるかたがたがいろいろな申請を通して、手順を踏んで許可をもらってやっていらっしゃるかたに

対して非常に失礼にあたるのではないかなと。

通知をしたのであれば、今度はアンケート形式とか、そういったもので現在どうなっているかという情報を集めるとか、やられたほうがよろしいのではないかと思うのですが。

(事務局)

そういった意見をいただきまして、了解いたしました。

(委員)

処分だけじゃないんだというのを、案内を出して分かっていながらまた有償で送迎しているとなれば、やっぱり処分の対象になると思うんだよね。別に処分を目的としているわけじゃないけどね。やっぱり分からないでやっているならまだしも、一応案内を出して、それでいながら、それを無視してやるということになれば、やっぱり何らかの局としても。局になるのか。

(高橋委員)

おっしゃるとおりだと思います。通知をして、どういった形態でやって疑問に思っただけでやっておられる事業所さんの中にはあるかもしれないので、その辺やっぱりご相談いただければ、今おっしゃったように我々も行政処分にするのが目的ではないですので、やはりちゃんと適法にかなった形で許可なり、あるいはこういった形での有償運送の登録をしていただければ全然問題ない話になりますので、確におっしゃるとおり、通知して反応が無いというのは、本当に適法でやられているのか、あるいは疑問に思っているのか、本当は分かっていながらやっているかという3通りあるかと思うのですが、ただ良いほうに解釈すれば、中身をちゃんと斟酌して、自分のところは間違いないよなと思っているのかもしれないですし、そこはおっしゃるとおり何かしらのフォロー的な。ちょっと事業所さんが多いので、なかなか百五十いくつの事業所さんをフォローするのは難しいかもしれないのですが、やはりちゃんとやっているところがバカをみるという言い方は変ですけど、そうならないような形でやられれば、皆さん利用されるかたもすっきりするかなというところがございますので。

(会長)

それでは今、事務局から報告いただいた件については、法令遵守の件については今後とももう少し検討していただくをお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終わりましたので、あと事務局のほうから今後の予定についてお知らせをお願いいたします。

(事務局)

本日はご審議いただきまして、ありがとうございます。本日いただきました意見等につきましては、今後協議会に反映していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

今回の登録申請について協議が整った団体さんにつきましては、協議が整った旨の文書を事務局より発行しますので、発行されましたら国への手続きへ入っていただきたいと思ひます。

本日お配りしました資料につきましては、個人情報が含まれている部分がありますので、持ち帰らずにそのまま机の上に置いて行ってくださいますようお願いいたします。

また、今後の日程につきましては、何も無ければ定期の協議会なのですが、現在新規申請を前提とした相談をまた再度1件受けていまして、まだ書類は受理していませんが、近々申請する予定の案件が今あります。実績報告に基づく次の協議会が12月ちょっと前にある予定になっていますので、それに合わせて新規の案件をかけたいと思います。

ですので、それを踏まえるとだいたい11月中旬から下旬に定期の協議会を早めて新規の案件と一緒に協議していただきたいと思います。その際は、改めて委員の皆様に日程の調整の上、ご案内しますので、よろしくようお願いいたします。事務局の連絡は以上になります。

(会 長)

ありがとうございました。それでは、そういう次回の予定でございますが、全体を通しまして何かご発言があればよろしくようお願いいたします。

(高橋委員)

1点だけ。今ほども協議会で協議が整ったということで、私どものほうに申請をいただくのですが、標準処理期間が1カ月程度なものですから、そのくらいを見込んでいただければ思っております。

(会 長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、これもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。ご苦勞様でした。ご協力ありがとうございました。